

令和2年8月7日

電波利用料の徴収等の措置について

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律
(平成8年法律85号)による電波利用料の徴収等に関する措置

令和2年7月14日、「令和2年7月豪雨」が「特定非常災害」に指定されたことにより、
電波利用料の徴収等に関し、以下のとおり措置されましたのでお知らせします。

1 対象地域（「令和2年7月豪雨」により災害救助法の適用を受けた地域）

山形県内の31市町村（令和2年7月28日適用地域に追加）

山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、
天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、東村山郡山辺町、東村山郡中山町、西村
山郡河北町、西村山郡西川町、西村山郡朝日町、西村山郡大江町、北村山郡
大石田町、最上郡最上町、最上郡舟形町、最上郡大蔵村、最上郡戸沢村、東置
賜郡高畠町、東置賜郡川西町、西置賜郡小国町、西置賜郡白鷹町、西置賜郡
飯豊町、東田川郡三川町、東田川郡庄内町

2 措置の概要

対象地域に住所を有する免許人等に対する電波利用料債権の納入告知書、催促状及
び督促状の発送を令和2年7月15日から令和2年10月30日まで停止

連絡先:東北総合通信局
総務部財務課
TEL 022-221-0665